

# 環境と産業の 未来のために

2006.4 Vol. 14

No. 42



## No.42 CONTENTS

### ◆物の特性から廃棄物を考えることが必要だ

東京大学環境安全研究センター長、廃棄物学会会長 山本和夫

### ◆講演 産業廃棄物行政の目指すところ

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長 由田秀人

### ◆不法投棄対策に係る原状回復事業報告会を開催

(社)日本経済団体連合会

### ◆3Rイニシアティブ会合開催される

### ◆財団の動き

(財)産廃振興財団

# 産廃振興財団NEWS



財団 法人 産業廃棄物処理事業振興財団

# 物の特性から廃棄物を 考えることが必要だ

東京大学 環境安全研究センター  
センター長（教授・工学博士）

山本 和夫

産業廃棄物問題をテーマに、山本和夫東大教授（環境安全研究センター長、廃棄物学会会長）に聞いた。

廃棄物対策は、平成3年に行われた廃棄物処理法の20年振りの抜本的改正から、今日の廃棄物行政の展開が始まり、特に一般廃棄物対策は軌道に乗った。この後、国は産業廃棄物対策に取り組み、平成9年の法改正に始まり、12年、15、16、17年と相次ぐ法改正を経て制度づくりを完成させた。いわゆる循環型社会形成推進に向けての構造改革に一応の目処を付けた。産業廃棄物対策のもう一つの面は、PCB、アスベスト等に代表される負の遺産の問題であるが、これらの対策についても、適正処理の体制が確立されつつあり、PCBでは具体的な処理事業が進んでいる。また、アスベストについては、救済法を含め、その適正処理への努力も進んでいる。

今回は、その中で制度改革が進んだ産業廃棄物対策の流れを見つめて、学識者の立場から、今日の問題、将来の課題を示唆して頂いた。

山本教授は「一般廃棄物、産業廃棄物という区分、概念が一応は出来上がっているが、それは出所による概念であり、循環型社会の構築を目指すためには、「物」は経済が循環させるわけであり、廃棄物というとらえ方ではなく、『物の特性』によるとらえ方を考えるべきではないか、要するに、廃棄物として出された同じ物が産業廃棄物であったり、一般廃棄物であるのはどうか」と今の廃棄物の概念とその仕分けの原点に目を向けるべきではないかと語った。



「物の特性によるとらえ方を」と語る山本教授



——環境省は、平成9年から廃棄物処理法が17年までに5回にわたって改正され、産業廃棄物対策の制度的確立を進めました。こういった大きな流れの中で産業廃棄物問題を見つめた時、どんな印象といますか、見方をされていますか。

**山本和夫教授** 産業廃棄物の問題は、量が多いということ、処分場の問題、それに絡む不法投棄の問題と諸々の問題が重なっており、社会問題としてまだ解決をしなければならない事柄が沢山あると思っています。

こういったことが大前提にあります。最近、強く思っているのは、産業公害といわれた時代に出来たもの(廃棄物に対する概念)に対して、もう一度、根本から見直すべきだろうと考えています。循環型社会を作っていく上で、廃棄物を『物』として見るべきであり、何処から出てきたかということではなく、どういう物が出てきているかということを見るべきだろうと思います。そうしないと良いリサイクルも適切な処理・処分も含めて望ましい方向には進まなくなるのではないかと。出てきたものが、どういう物かということですね、産業廃棄物を循環したいとか、一般廃棄物を循環したいわけではなく、物を循環したいわけですから。もちろん、循環するだけではないと思いますけれど、リサイクルを考える時には、どういう物が出てきているか、その特性で見て仕分けすべきで、どの産業から出てくるか、一般家庭から出てくるかの問題では決してないと思います。これが、最近、特に感じていることです。現在の出所からの分類である産業廃棄物、一般廃棄物という概念は、責任を明確にするために産業廃棄物を一つ一つ指定して、PPPの原則の中で責任を取らせるということであり、これは歴史的には正しいやり方であったと思っています。しかし、循環型社会の構築という時代を迎え、排出された物を利用・活用し、後の物をどう造って行くかということを考えた場合は、今の仕分けは意味のない分類です

ね。これからは、そこを見直すべきだと思います。

——現在、その概念が曖昧になっており、一部では併せ産廃といった呼び方で、一廃と産廃の垣根が実態的には、低くなっています、もちろん、制度的といますか、概念ではなお堅持されています。今日は、この辺のところは何いたいのが一点、併せて、産業廃棄物処理事業における公共関与についてどう考えておられるか、この問題を二点目として伺いたいと思います。

**山本和夫教授** 最近、容器包装リサイクル法の改正議論を審議会でしてきました。議論の内容は活かされて、今、国会に改正案が提案されています。これは一般廃棄物の問題ですが、これを土台に話をしますと、例えば、プラスチックといますと産業廃棄物もありますし、産業廃棄物と見なされる容器包装もあるわけですから、そういうようなことを、これは産業廃棄物、これは一般廃棄物という仕分けで分けること自体がどうなのかなと根本的に疑問に思っています。そういうことが、今一番気になっています。

——過去数年間、相次ぐ法改正により、制度改正が進んで来ました。産廃対策は行政、処理業者、排出事業者の責任のバランスの上に成り立つと思うのですが、どうも従来からの経過では、処理業者に重く、排出業者に軽い傾向が続いたような気がします。12年改正で責任は遡ることになるなど進んではいますが—

**山本和夫教授** 容器包装リサイクル法の話で進めますと、拡大生産者責任ということが余りにも一人歩きして、責任の押し付け合いといった議論に成り勝ちだったのですよ。より良い容器包装リサイクルとして社会に益となるようなリサイクルのシステムがどうかという議論よりは、どちらかという事業者と市町村の費用負担の問題で錯綜してし

まって、対立してしまい、議論がなかなか先に進まなかった現実があると思います。——(笑い)

私自身、リサイクルをする物は、廃棄物ではない物として取り扱うべきで、そういうものに対しては事業者が負担し、最終的には消費者が負担すべきだと思い、そう主張してきていますが、ただ、市町村の財政が逼迫してきており、市町村の負担が多い、それを付け替える議論として受け取られがちで、ここが混乱した原因だと思っています。

一方、市町村の側を見ますと、リサイクルに廻すことによって、「ごみ」を減らすことができる。その後の費用が幾ら掛かっても、汚い物を幾らリサイクル側に出しても、ごみが減れば良いという姿勢で、リサイクルに向かないものまで出している場合がある。「ごみを減らそう」と一般受けする言葉の中で、リサイクルに向かないものまでリサイクルに出して、減りましたといっている。そういったことから、事業者側は、リサイクルに向かないものまで押しつけられて、その処理費用を負担しなければならないという構造が一方ではあるわけです。この辺の実態を見ると、拡大生産者責任ということだけで割り切れる問題ではないのではないとつくづくと思いました。

——産業廃棄物事業の公共関与については？

**山本和夫教授** 確とした意見を持っている訳ではありませんが、廃棄物だけの問題ではなく、全ての事業といえますか分野には、公共が成すべき仕事というのは当然あると思います。経済性とか、利益だけでなく、社会のために成すべき仕事があるわけで、利益が出にくいような分野があります、

こういった分野は、当然公共関与ということがあってしかるべき部分です。したがって、経済的に成り立って行くような分野、部分まで、公共関与だといって枠を固めてしまう必要は全く無い。循環型社会といわれている中で、経済が循環を創り出すわけですから、そういう部分に関しては、どういいますか日の当たっている部分に関しては、民の力を入れて行くべきであり、それは一廃だからどうだという話だけではない。質の良いものは、リユースにしろ、リサイクルにしろ、そこは経済が回って行く部分であり、基本的には民に馴染み、ビジネスとして成り立って行くと思う。だからといって、全て民に任せて良いかというところでない部分が必ずあります。そこは公共関与が必要であり、無くならないでしょう。

——負の遺産といわれている部分もありますね、財政支援だけでなく、地域住民への信用度の問題も含めて、公の参画が必要では——

**山本和夫教授** 今の流れの中にある何でもかんでも民に任せようというのは危険だと思います。利益に直接つながらなくても、100年後、200年後の国土を造って行く責務があるわけですから、そのためにはいわゆる負の遺産の部分についてはもちろん、目先の利益ではなく、長期的な視点から国益ないしは公益を考えて行かなければならない。そこは公共が関与して当然であると思います。しかし、その仕切りを見分けることが大切だということを忘れないようにと思っています。

(聞き手(株)環境産業新聞社 森本 洋)

## 基調講演

## 原状回復事業報告会

## 産業廃棄物行政の目指すところ

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 由田秀人



報告会で基調講演をする環境省廃棄物・リサイクル対策部由田部長

3月15日に行われた「産業廃棄物の不法投棄対策に係る原状回復事業報告会」では環境省廃棄物・リサイクル対策部由田秀人部長による基調講演があった。ここでその全体を紹介する。

8つの国際機関が参加しました。まさに次のステージに到達したといえると思います。次は、廃棄物分野の改革が始まりまして、一巡したということです。3月10日に容器包装リサイクル法の改正案が閣議決定され、国会に提出されました。一連の改革のある種のスタートが容器包装リサイクル法制定だったと思います。それから一巡しています。3点目はアスベストが昨年の7月の私の着任と同時に大騒動となりました。そこで、廃棄物処理施設の立地に関して国のアカウントビリティを果たしていくことになりました。いわゆるPCBでスキームをつくりましたが、民間企業が排出者責任というスキームは変わりませんが、今回は国が直接、立地の一担に責任を持つことで、国が一定の安全性の確認を行なっています。この代表的なものとしてアスベストを加えています。アスベスト以外でも必要があれ

ば環境省が一定の役割を果たすことのできるスキームを創設しました。

3つとも新しいある段階に来たのではないかということです。まだ、廃棄物の改革は道半ばという感じはしていますが、ある段階まで来たのではないかと思います。かといって、関係者が苦しんできたことが全て解決したわけではなく、苦しい茨の道は続きますが、あと一步、皆さん方と知恵を絞っていきたいと思います。

かつて我が国の廃棄物問題はひどい状況でした。豊島事件など大きな事件がいくつも起こりました。最近、発覚するのは過去に起こったものが現在、問題となるケースが多くなっています。過去になぜ起こり、続いていたのかというのは、根深い問題がありました。その結果、企業、処理業者、今現在はまじめにやろうとしている方々が、一番苦しんでいるのは立地問題です。つまり処理場をつく

私は、原状回復基金の創設に直接、廃掃法改正担当企画官として平成9年の廃棄物処理法改正で携わっています。それから、まもなく10年になろうとしています。当時、活発なご議論をいただいて創設されたものです。

今年は私自身、使命と感じる出来事があります。一つはいよいよ廃棄物政策が新しいステージに入ることができたという実感です。実感は3つあります。ひとつは3Rイニシアティブの国際会議が3月の6、7、8日の3日間開催されました。これは、昨年の4月の閣僚会合のフォローアップ会合となるもので、20カ国、

ろうとすると立地ができないということです。そうしますと、また処理施設が不足して、不法投棄が起きる原因の一つになります。こういう悪循環が続いていました。これだけが原因ではありませんが、立地できないことで様々な問題が起こります。いわゆる処理料金の高騰も起こります。もう一つ大きいのは流入規制です。一般廃棄物に関しては市町村が責任を持っていますが、産業廃棄物は適正な処理ができる場所を探して動いています。首都圏で大量に発生する産業廃棄物が、地方へと拡散していきます。地方から見ると、何で首都圏から出たものわれわれのところにとります。最後になりますと、不法投棄したところが倒産して資金がなくなりますので、不法投棄された側の税金で処理することになります。そうしますと自分のところには来て欲しくないとなります。ここで地元同意、流入規制という問題が起こり、悪循環となります。

産業廃棄物をめぐるもっとも大きな問題は立地の問題です。産業廃棄物に対する現場で起こる様々な問題が、国民の目を厳しくしています。悪循環で立地が困難になっています。とくに大規模不法投棄があちこちで出てくると、ますます立地が困難になります。よく産業界、産業廃棄物処理業界でなぜ、基準にあっているのに許可がおりないのかと言われた時期がありました。これは廃棄物処理法の基準とは関係なく、自治体の担当者が住民同意を求めたことがあり

ます。どこまで住民同意を求めるとかということなど問題がややこしくなってきました。こういうことを抱えながら、自治体は住民同意を要件として扱ってきたわけです。

廃棄物の処理施設の立地問題が最大の問題となりました。かつてはPCB処理施設で39戦39敗ということもありました。処理施設の立地は全部だめでした。普通の産業廃棄物ですら立地できず、一般廃棄物でも難しいわけです。したがってPCB処理施設ができるわけがありません。実は3Rイニシアティブで、正月に中国、韓国をまわってきましたが、韓国で私はずいぶん尊敬されました。日本はPCB処理施設が全国5カ所で立地できたということで、ノウハウを教えて欲しいということでした。韓国も処理施設がなく、外国に出そうとしたらグリーンピースにつかまって大騒動になり、頭を抱えているそうです。

しかし、日本も簡単に出来たわけではありません。先進国になる途上で、必ず経済が優先になります。3Rイニシアティブというのはそういう日本の経験を発展途上国に経済の発展と3Rは一緒にやらないと損をしますよということをやっています。先進国になると立地問題が出てきます。NIMBYシンドロームという言葉が定着しています。それから、不法投棄が増えてきますと、処理場施設の立地を認めず、認めなければ不法投棄に流れますが、不法投棄が増えると自治体が打つ手段は流入抑制しかあ

りません。流入規制を全国でやりますと地下に潜ってしまいません。平成2年に豊島問題が出てきましたし、福島県でも表に出て、東京の産廃が千葉県に出るなどの現象が起き、平成2年に香川県、福島県、千葉県で流入抑制という動きがおきました。被害を受けているところは県民感情があるということになりますので流入抑制の導入は、あつという間に広がります。そうなりますと廃棄物が行くところがなくなってしまいます。

こういう状態の時にどうなるかと言いますと、正規のルートで処理するとコストが高くてしょうがないので、アンダーグラウンドで処理するということになってしまいますが、これでは、いつどうなるか分かりません。こうして非常に不安定になり、企業の担当者が苦しみました。平成9年の廃棄物処理法改正の前夜はこういう状態でした。こういう事態を目の前にして何をどうするのか。排出事業者、処理業者も自分のごみの規制の強化には反対です。犯人はイリーガルな人ですから、そこを取り締められということです。平成9年と12年に、担当者として2回大きな廃棄物処理法の改正をやらしていただきました。平成9年の改正では究極的な問題として、不法投棄をする悪い奴を切って捨てると産廃業界に申し上げました。産廃業界もやむなしということに賛同してくれました。一方、産業界もご理解をいただきました。平成12年の改正では悪貨が良貨を駆逐する世界を転換する

改革の本丸でした。普通の物品・サービス、土地・建物は、そのものの質や価値に一定のお金を払います。ところが産業廃棄物は、もともといらぬものなので、例えば処理業者で素晴らしいリサイクルをするから2万円、国のスタンダードすれすれだけれど基準は守っている人が3,000円となれば、排出事業者にとって廃棄物はいらぬものなので、後で自分に責任がかかってこない限りは、安いほうへ行きます。つまり処理の質を問わないのです。これが通常のマーケットと根本的に違うところ。ここを意識しないとうまくいきません。ですから、排出事業者には責任をかせせてもらいました。そうしますと現場の担当者は今まではコスト削減ということだけを重視していましたが、少し高くても自分の会社に後で何十倍、何百倍という請求書がまわってこないようにリスクをヘッジします。ここを12年改正でやりました。

そのためにはバックアップとしてどういう業者が良いかという情報が公開されている必要もあります。ここについては産廃ネットとしてやらしていただきました。そうしますと値段が上がります。問題は値段が上がると不法投棄をすともっと得になります。また、値段が少し上がることで、今まで埋立っていたものをリサイクルしてもペイすることになります。ある種の製造業がリサイクルをできるようになります。

ここで犠牲になるのは不法投

棄が得になることです。したがって平成9年には2つのことをやっています。一つは不法投棄を許さない。平成3年の改正では最大罰金10万円を、50万円に上げましたが、平成9年には一気に個人1千万円、法人1億円としています。もう一つは都道府県の関与です。立地問題の解決のためには悪貨が良貨を駆逐する世界を転換することと併せて不法投棄に厳しく立ち向かうことです。これは何かと言いますと、不法投棄に対しては、県庁の職員が措置命令をかけますが、企業が倒産すればその県が原状回復をすることになります。県民の税金を使うことになりすから、保健所の人は廃棄物対策課に、そこから財政課に持ち上げます。そうしますと財政課の立場では、例えば東京都の産廃が不法投棄されたものをわれわれが負担するのかとなり、簡単には認められません。ですから県庁の現場の人は措置命令を出そうとしません。現場に行って業者をつかまえ、ちゃんとやらないと措置命令をかけますと脅かします。そうすると、業者は分かりましたとなり、不法投棄の山の一部分を片付けますが、それが山の後ろに行くだけです。こういうことが繰り返されます。数百t、数千tがあつという間に数万tになります。そうすると片付けようにも、ますます税金が使えなくなります。もともと排出事業者は例えば東京にありますから、そもそも排出事業者の規制を強化すべきで、流入抑制だとなります。ここを直さなくてはいけ

ません。早い時期に不法投棄を撲滅するには不適正処理をやらせないことが大事ですが、小さいときにきちんとやる、県庁の人が果敢に挑戦することが大事です。そうしますと小さい時は片付きますし、社会的コストが少なくて済みます。きちんとやるためのある種の法改正などをやり、明確に措置命令が出せるようすることが必要です。これが行政処分の指針です。きちんとやるときにも山はあります。ただ片をつけ、財政課に予算要求したときに、どこかで手厚く支援してくれていることがポイントです。産業界がみんなで支援している、そういうサインが必要です。これが原状回復基金です。これをつくることで、できるだけ県庁の人に行政処分をきっちりやらせてもらって、不法投棄が起こらない、起こった場合でも小さな時に処理する、そういう業者を許さないということをやっています。悪貨が良貨を駆逐する世界を転換するのは、廃棄物処理法のルールを変え、それをマーケットの中でやっていくことです。もうひとつは地方行政の立場で支えていくことです。かつて都道府県、政令市が措置命令という行政処分をやったということを知ったことがありませんでした。それぐらい命令や行政処分は出しにくかったのです。行政処分の指針を出しましたが、地方でも警察と連携しはじめました。相当な勢いでやっています。

原状回復基金制度ですが、国と地方、ここに産業界が入り、



さらに基金の運営に委員会を設けて関係者の代表が入って、しっかり都道府県が行動しているかが問われます。こうしてバランスをとり、都道府県がしっかりと取り組めるようバックアップを行ないます。私は当時、このことを産業界に力説し、お願いをしました。自治体の立場からすれば、企業の責任だと思うわけです。しかし企業も被害者です。したがって、ある立場の人が役割を担うことで、もっとも効果的に問題を解決し、新しい時代をつくっていくことになります。

産業界は、かつては産業廃棄物の処理やリサイクルに取り組んでいませんでした。ところが、システムが変わり、処理に参加しているところもあります。かつて、大企業にとって産業廃棄物処理を行うことはありませんでしたが、現在では自らが担っています。つまり産業廃棄物処理業者の質があがっているのです。そういう時代になっています。支援できると見せることで、自治体もしっかりやることで、少し基金をストックしておくことが大事だと思っています。それが結果として産業活動がきちんと動いていくことを支えています。地方行政の役人のマインドをある種の方向に動かしながら、世の中を変革しています。基金は、もっとも重要な一角を担っています。

産業廃棄物分野の改革は、悪貨が良貨を駆逐する世界を転換する、いい業者がいいマーケットで優位に立てるようにするこ

と、もう一つは地方行政の改革を行なうことです。これには国の資金も必要ですが、産業界のバックアップも必要です。優良な業者であるので、住民同意がいらぬ、むしろうちに来て欲しいという動きが増えてきています。エコタウンなどがそうです。私がよく申し上げているのは大都市圏で何らかの処理施設ができないと、地方は納得しません。平成9年改正をやっていたときにフェニックス計画を担当していましたが、東京にはできませんでした。これまでも首都圏に話をしてきましたが、東京の臨海にいくつかの処理施設ができました。埼玉県にもできました。神奈川にもできました。それぞれ努力をしています。北九州は先行しています。そうしますと国や産業界がやっている改革に地方がついていかなくてはと思うわけです。その典型がPCB処理施設の立地です。これは本来、民間でやるのが基本です。しかし何とか解決しなくてはならず、全国5カ所で立地をして体制が整いつつあります。しかし、コンタミPCBの問題が出てきました。今までは順調にこの問題はほとんど終わったと思っていましたが、新たな問題が生まれました。立地の問題は解決したのか。短期間で国民の心が変わるのか、NIMBYシンドロームが10年で変わるのか。環境省が、少しは国民に信頼性があるのではということで、アスベストで国が実証実験をやることにしました。これが改革の最終段階です。アスベストを中心に

廃棄物処理法の改正をやっていますが、これはアスベストだけではありません。北九州や愛知県など3カ所で低濃度PCBに関する実証試験をはじめています。

立地問題は解決していません。さらに前進させていかなくてはいけないと思っています。10数年で改革は進んだと思っています。新しいステージに進んだと思っていますし、さらに進めようと考えています。ここまで我が国が経験したことをアジア諸国と共有していこうということで皆さんにご尽力いただいたことを3Rイニシアティブとして世界に発信しています。2008年はサミットを日本でやりますが3Rを大々的にとりあげていければと思っています。それまで、ロシア、ドイツでのサミットでも取り上げてもらえそうです。2008年まで3Rイニシアティブをしっかり進めていきます。産廃の世界の構造改革やPCB処理体制の確立で日本人の恥をなんとか少しでもなくしながら前進できる段階にきました。

原状回復基金制度を堅持して、全体の政策の中で基金がどういう位置にあるのか、産業界が受けてたっていることで全て前進していることを理解していただいて、産業界の方々に新しいステージに乗り出しもらい、循環型社会をつくっていただきたいと思っています。ある金額を基金に積んで産業界も支援しているので、環境省、自治体にしっかりとしてほしいと発信していただければと思います。



原状回復事業

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

# 産廃不法投棄対策に係る

## 原状回復事業報告会を開催

日本経済団体連合会のご協力を得て、当財団が運営主体となっている産業廃棄物の不法投棄対策に係る原状回復基金により実施されてきた事業についての報告会が、平成18年3月15日、経団連会館11階国際会議場にて開催されました。

当日は、年度末のお忙しい中にもかかわらず、産業界の総務、環境担当の方々を中心に約160名の多数のご参加を頂くとともに熱心にご聴講頂き大変有意義な報告会となりました。当財団からもこの場を借りてお礼申し上げます。

また、報告会を主催して頂いた日本経団連の方々、講演して頂いた環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部の由田部長始め環境省の方々、原状回復事業の事例をご紹介頂いた千葉県の本主幹、静岡県の宇野主幹、豊田市の市川係長へも厚くお礼申し上げます。

報告会は、午前10時から12時30分まで、日本経団連の椋田環境・技術本部長による司会進行により行われました。当日の順に従って、その概要を以下にご紹介致します。



約160名が参加した報告会



司会の日本経団連、椋田環境・技術本部長



永松恵一 常務理事

### 開会のあいさつ

(社)日本経済団体連合会  
常務理事

にありがとうございます。

ご高承のとおり、日本経団連は当時の厚生省の強い要請を受けまして、企業の社会的責任の観点から1998年度、2000年度、2001年度と、経団連の募金方式に基づき、関係業界団体の皆様

永松 恵一

方に資金拠出のご協力をお願いしてまいりました。2002年度には、基金への協力のあり方について関係の皆様方と協議を行いました。その結果、企業の社会的貢献の観点から、今後5年間は引き続き資金協力をを行うことと

産業界の皆様には不法投棄原状回復基金に対しまして、基金創設以来御協力を賜り、まこと

し、拠出額は5年間かけて段階的に半減するとの合意を頂きました。

その合意に基づき、毎年度関係団体企業から寄付を頂戴しております。また、5年間のスキームの中間年度に当たる昨年度の拠出に当たりまして、スキームを見直すか否かについて検討を行いましたが、引き続き2002年度の合意に基づいて2006年度まで資金協力を行うことについて、関係する皆様のご了解を頂いたところでございます。

その結果、2004年度は建設業界から約2億円、その他関係団体、企業より総額約5,000万円の寄付を賜りました。また、直近の2005年度におきましても、ほぼ

依頼額どおり建設業界から1億7千万円弱、その他関係団体、企業から約4,200万円の寄付を頂戴する見込みでございます。この場を借りまして改めて御礼を申し上げたいと存じます。

また、産業界は、数次にわたる廃棄物処理法の改正による排出者責任の強化を受けて、産業廃棄物の適正処理の徹底、強化に努めております。そのような中で、一部の心ない事業者が不法投棄を行うことによって、産業廃棄物処理に対する住民意識がゆがめられ、廃棄物の処理施設の建設等が思うように進まない、という面がございます。

地域住民はもちろん、適正に活動している企業も不法投棄の

被害者と言えるのではないのでしょうか。したがって、環境省並びに地方自治体の皆様には、産業界の努力や事情につきましてもご理解賜り、不法投棄を撲滅すべく、より一層対策強化をして頂きたく、この場を借りて改めてお願い申し上げます。

今般、環境省並びに本基金の運営主体である産業廃棄物処理事業振興財団より、産業界から頂戴した資金が如何に政府や地方自治体の産業廃棄物行政に役立っているかについて、皆様方にご説明する機会を設けて頂きたいとの申し出を受け、本日このような会合を開催させて頂いた次第でございます。どうもありがとうございました。

## 原状回復基金の活用状況について

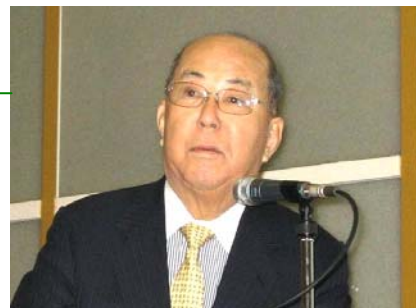
(財)産業廃棄物処理事業  
振興財団 理事長

### 太田 文雄

日頃は財団の運営に関しまして産業界の皆さんに大変なご支援ご協力を賜っておりますことを、厚く御礼申し上げます。

この原状回復基金による制度は平成10年からスタートし、ちょうど8年経ったわけです。毎回産業界の皆さんには貴重な資金

を出捐頂きましたことをありがたく思うと同時に、この8年間の経過について一通り皆様に御説明をさせて頂きたいと日本経団連、環境省にお願いをし、この報告会を開催して頂きましたことをまずもって御礼を申し上げるとともに、この期末のお忙し



太田文雄理事長

いなか多数の皆さんにご出席頂きましたことを、重ねて厚く御礼申し上げます。

### (1) 不法投棄原状回復基金と財団の役割について

平成9年の廃棄物処理法改正により、平成10年7月1日に当財団は厚生大臣から「適正処理推進センター」の指定を受け、産業廃棄物が不適正に処分された場合の支障除去等を行う都道府

県等に対する資金の出損などの業務を行うことになりました。

平成9年改正法の一部施行(平成10年6月)後の産業廃棄物の不法投棄については、基金を造成して都道府県等へ支援すること

となりました。基金は当時の厚生省が過去の経緯と実績をふまえ年間の原状回復支援金額を8億円と推計して、激しい議論がありましたが、結果的に、地方自治体25%、国25%、産業界50%

表1 基金(3/4支援)への出えん状況

単位：億円

	10年度 造成額	11年度 造成額	12年度 造成額	13年度 造成額	14年度 造成額	15年度 造成額	16年度 造成額	17年度 予定額	合計
国の補助	1.00	2.00	2.00	1.60	2.00	2.00	1.70	1.70	14.00
産業界からの出えん	2.03	3.20	1.28	4.02	3.41	3.11	2.78	2.34	22.17
建設業界	1.40	2.80	—	2.80	2.40	2.24	1.96	1.68	15.28
産業廃棄物処理業界	0.20	0.40	0.40	0.40	0.36	0.28	0.32	0.24	2.60
産業界一般(団体)	0.37	—	0.72	0.69	0.47	0.42	0.35	0.29	3.31
産業界一般(個別企業)	0.06	—	0.16	0.13	0.18	0.17	0.15	0.13	0.98
日本医師会等	—	—	—	—	0.01	0.02	0.02	0.02	0.07
年度計	3.03	5.20	3.28	5.62	5.42	5.13	4.50	4.06	36.24
累積額	3.03	8.23	11.51	17.13	22.55	27.68	32.18	36.24	36.24

で了解されました。したがって、都道府県等へ国と産業界から原状回復事業費の75%、即ち3/4を支援する制度となりました。

産業界の負担区分について、平成5年度から平成7年の不法投棄の状況調査の結果、不法投棄量の大部分が建設業で占められていることから、厚生省から建設業界が基金の構築に中核的役割を果たすべく要請され、更に経団連を通して建設業以外の産業界にも協力要請をされました。厚生省、建設業界、経団連の間で度重なる議論の結果、建設業界80%、その他産業界20%で合意しました。その後、産廃業界(全産連)より10%拠出の申し出があり、結果として建設業界70%、全産連10%、他産業界20%と決定しました。

基金制度は、平成10年度からスタートしましたが、平成11年度には、建設業界、その他産業界から、支援実績が少ないこと等から、出捐について異議がありました。庄子部会長の英断により当初の負担区分で3回(平成13年度)まで、拠出することを部会で申し合わせました。

平成14年度には、平成12年度法改正以後、不法投棄量が減少する傾向にあるとの判断があり環境省と経団連とで意見交換がなされました。そこでは、不法投棄撲滅に向けて行政も頑張っているがゼロにすることは無理であり、次のとおり基金制度を実施していくことが合意されました。

1) 行政は不法投棄の未然防止を含めできる限り不法投棄減少

に努力する。

- 2) 基金の規模は不法投棄減少の努力と相まって平成14年度より5年かけて半減する。
- 3) 行政から農協、医師会、日商にも拠出を依頼する。
- 4) 従来は企業の社会責任として拠出して頂いたが、今後は社会貢献との考え方で、経団連が予測した目安に基づき業界団体、個別企業の判断で拠出して頂く。
- 5) 募金に関する業務は従来経団連事務局が行っていたが、今後は財団が行う。経団連は募金の協力依頼状を各団体、個別企業に送付する。

こういったことに基づいて行われてきました基金への出捐状況は表1のとおりです。

## (2) 都道府県等への支援状況について

当財団では、基金を適切に運用するために、都道府県等からの不法投棄原状回復支援要請に対し、審議をしその結果を理事長に答申するというを行う

運営協議会を設置しています。委員は委員長を含め13名で、選出内訳は出捐金拠出の割合で決め自治体3名(全国知事会を含む)、建設業界4名、産業界2名、

学識経験者2名、全産連1名で、委員長は中立の立場から弁護士となっております。

具体的には、支援要請額3,000万円以上の案件では、都道府県

表2 基金制度(3/4支援)による支援事業の実績(制度発足～平成17年度末迄)

事業年度	支援件数	撤去量 (t)	総事業費 (千円)	支援額 (千円)	県等回収額 (千円)	返納額 (千円)	返還件数 (箇所数)
平成11年度	3件	40	13,157	9,867	720	540	2件(2県)
平成12年度	4件	29,512	649,577	487,182	5,840	4,380	4件(2県)
平成13年度	4件	18,764	406,986	305,239	8,305	6,228.5	4件(2県)
平成14年度	8件	2,019	253,449	175,716	59,715	30,419	9件(5県)
平成15年度	17件	6,764	938,418	682,434	12,857	9,642	4件(4県)
平成16年度	15件	16,984	658,767	494,073	200	104	1件(1県)
平成17年度	9件	5,163	601,505	451,130	0	0	0件
合計	60件	79,246	3,521,859	2,605,641	87,637	51,314	24件(16県)

※回収額は、財団への報告済みのもの

は原状回復支援内容を運営協議会に事前申請し、運営協議会では調査チームを現場に派遣するなどしたうえで、提出元の都道府県に問題点を指摘します。都道府県等では、指摘事項を受けて改めて申請書を運営協議会に提出して、運営協議会が支援額を決定します。

平成11年度から現在までの支援実績は、表2のとおりです。

平成13年より16年度間では、全支援案件44件の81%を硫酸ピッチ案件が占めました。

このため、財団では、平成13年から15年にかけて硫酸ピッチ不法投棄防止方策と処理コスト

ダウンについて検討し、都道府県に対し、硫酸ピッチ事案への支援は現地中和までを基本的に支援の対象とする旨の指針を出しました。

廃棄物処理法改正による

硫酸ピッチ対策が功を奏したこともあり、近年硫酸ピッチ案件への支援は減少傾向にあります。

なお、制度発足から平成17年度までの支援総額では、建設系

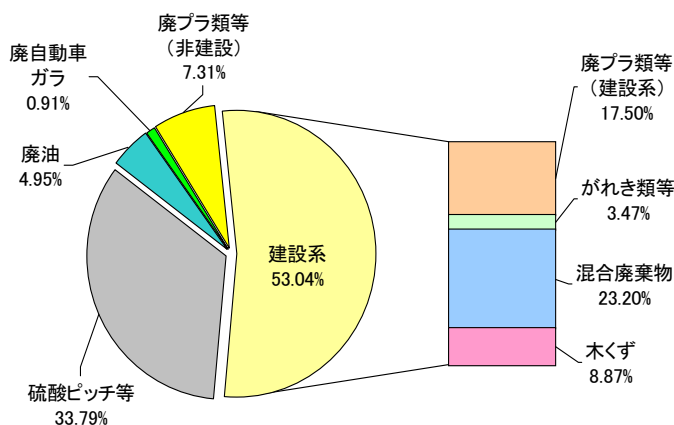


図1 支援総額内訳(発足～平成17年度末迄)

への支援が53%と最も多く、硫酸ピッチは1件あたりの支援額が小さいため全体の34%となっています。(図1)

### (3) 不法投棄防止等について

原状回復基金による支援について検討がなされたとき、行政へまた事務局を担当する財団に対しても不法投棄の未然防止・拡大防止に努力すべきだと産業界から強い要望がありました。

このため、財団では、平成13年度から、「不法投棄未然防止対策検討業務」として、不法投棄の拡大防止策、不適正保管への

対応策等の提案、排出者、土地所有者等の責任追及と行為者を含めての求償方法の検討、IT活用による監視体制検討、建設解体廃棄物の適正処理方策の検討、不法投棄未然防止のための地方環境事務所と都道府県との広域連携方策等についての検討を実施してきております。

また、国からの委託事業であ

る「不法投棄事案対応調査支援業務」では、現地調査や関係法令に精通した専門家の支援チームを設置し、都道府県及び保健所設置市の要請により、支援チームを派遣し、都道府県等の職員の方々を支援することを通じて未然防止や効率的支障除去等対策の実施、行為者への求償の実行等の徹底を図っております。



#### (4) おわりに

皆様の貴重なお金を頂きましてこの不法投棄の支障除去を行うことによって、不法投棄がだんだんと減少してきておることも事実でございます。これは前述したようなことをやってきた結果ではないだろうかとも思っております。

不法投棄はそうかといって明日からゼロになることはありません。

これからもう少し減少に努力しても少しは残ってくるだろうと思います。それをどうしていくかというのがこれからの我々の課題ではないかと思っております。

産業界の皆さんには、こういうことにお金を使っているのだということをぜひ御理解頂き、今後とも御支援を賜りますこと

をお願いしまして、私の挨拶と致します。

(なお、原状回復基金の活用状況については、当財団 浜田専務理事の司会進行により報告し、基金の造成状況及び都道府県等への支援状況の詳細については、当財団 適正処理推進部 猿田次長より説明を行いました)

## 都道府県よりの事例紹介



千葉県環境生活部産業廃棄物監視指導室

主幹 榎本 鉄治

千葉県佐倉市  
木くずチップ  
不法堆積事案

**木くずチップが偽装リサイクルにより不法堆積され、千葉県が平成16～17年度に基金からの支援を受けて行政代執行した事例を報告**

この事案は、行為者が当該地に移動式破碎機を設置し、木くず搬入者から機械使用料として4トン車1台あたり2万5千円を受け取り、破碎されたチップを有価物と称して3千円で購入するとしてリサイクル業を装い、最終的には約65,000m<sup>3</sup>を不法堆積したものです。その後、大量堆積した木くずから発酵熱等により出火し、完全に消火することが難しかったことから長期に渡り燃え続け、隣接した住宅や国道51号線への重大な影響が懸念されるなど非常に危険な状態が続きました。行為者への再三の撤去指導にもかかわらず、行為者による撤去が行われなため、県では火災の延焼、消火等の支障除去を行う行政代執行に踏み切りました。

代執行にあたっては、現地に温度センサーを17箇所設置し、温度の高い危険性の高い箇所から効率的に撤去しました。また、撤去した廃棄物は市町村の焼却炉で処理することにより民間施設の半分の単価で処理するとともに、温度センサーによる管理によって搬出量を必要最小限の25,000m<sup>3</sup>とするなど、コスト削減に努め、事業費は当初予定の4億円から3億円へ圧縮することができました。

また、県では偽装リサイクルへの対応の教訓を生かし、君津で同様事案が発生した際には、いち早く行為者の事業計画の矛盾部分を指摘したり長時間監視を行うなどして、行為者による木くず撤去を実現させております。



### 佐倉市坂戸地区における不法投棄廃材チップ行政代執行事業（まとめ）

工期・工程	第1期 平成16年6月25日～平成17年2月25日 準備工・搬出工 第2期 平成17年5月16日～平成17年12月26日 搬出工・整形工・設備撤去工 ※監視活動(温度、カメラ、警備員)について工期中継続して実施
搬出実績(廃材チップ等)	第1期 約16千立方メートル 第2期 約8千立方メートル 計 約24千立方メートル
事業費	<b>約3億1千万円</b> (第1期2億円、第2期1.1億円)

うち 不法投棄原状回復支援 **約2億3千万円**

静岡県富士山麓硫酸ピッチ大量不法投棄事案

静岡県環境森林部環境総室廃棄物  
リサイクル室主幹 宇野 毅彦



硫酸ピッチが静岡県内の富士山麓4箇所と富士宮市の住宅地に不法投棄された事案に対して静岡県が平成13年度から16年度にかけて基金からの支援を受けて行政代執行した事例を報告

富士山麓事案は、千葉県石油精製業者から排出された硫酸ピッチを、埼玉県産業廃棄物業者らがたらい回し、富士宮市の無許可業者により富士山麓に不法投棄したものです。富士山麓に埋められた硫酸ピッチは、この地域の貴重な財産である湧水を汚染し市民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されました。

富士宮市の住宅地内の倉庫に大量投棄された事案では、ドラム缶から硫酸ピッチがもれ倉庫内の亜硫酸ガス濃度が基準を大きく超え周辺住宅等への影響が懸念されたことから、倉庫前の道路を通行禁止としたり、周辺40世帯が避難する事態となりました。

いずれの事案でも措置命令を受けた不法投棄の関係者が撤去を行わなかったことから静岡県は行政代執行により硫酸ピッチの撤去等の支障除去を行いました。今回の硫酸ピッチ事案は複数の県をまたかけた事案でしたが、このような事案を静岡県の力だけで支障除去することは困難であり、基金の支援が



### 代執行費用の回収状況

事案	支援額	返還額(求償状況)	返還率
1. 富士宮市根原	3,690,000円	3,690,000円	100%
2. 富士宮市根原宇宝山	18,675,000円	-	0%
3. 富士宮市中大里	34,237,000円	6,000,000円	17.52%
4. 富士宮市上井手東見返 富士宮市大淵宇淵切	33,163,000円	-	0%

不可欠であると考えております。

また、県では代執行費用の回収を徹底的に行っています。直接関係者の自宅を訪問し代執行費用を納付するよう指導したり、差し押さえることが可能な財産の調査を行うなどして、関係者から費用を回収し、基金へも約1千万円を返納しています。



愛知県豊田市環境部廃棄物対策課  
係長 市川 智久

愛知県豊田市  
混合廃棄物不  
適正処理事案

**産業廃棄物中間処理業者が、自社及び周辺用地に約37,000m<sup>3</sup>の混合廃棄物を不法投棄し、豊田市が基金からの支援を受けて行政代執行した事例を報告**

投棄された廃棄物の堆積厚さは最大で20mにも達し、廃棄物層からは火災により常に煙が排出されている状況で、消防署も幾度となく出動を重ねました。付近の小学校のプールへすすが飛来する等の被害が生じたり、隣接する山林への類焼のおそれが懸念されました。また、鮎が釣れる一級河川矢作川への汚水の流入やダイオキシンによる周辺農作物への風評被害等を心配する声も大きくなりました。

豊田市では行為者へ措置命令を発出しましたが、行為者は資力不足等を理由に命令に従わなかったことから、やむなく行政代執行に至りました。行政代執行にあたっては、学識経験者による検討委員会を設置し、支障除去の方法について検討を行いました。検討委員会から報告された手法によると約8億円の費用が必要でしたが、行政代執行にあたっては、「捨て得は許さない」という市のトップの基本的考えに基づいて、撤去はダイオキシン濃度が高い部分等のみとし、支障のない廃棄物の大部分を覆土等により現地に残置するという支障除去に特化した経済的対策工を採用し、費用を約4億円程度にまで圧縮しました。

豊田市では、廃棄物の排出元調査を実施し、排出者には多数の業界が関係していたこと、廃棄物量の28%は東京都から持ち込まれたものであることなどが判明しました。また、豊田市では、再発防止策として行政処分基準等に関する条例を制定するなどの対策を行っております。



**(株)枝下 不適正処理事案 排出元調査の結果**

○ 枝下事案における受入概要※1

排出事業者数	マニフェスト枚数	受入総量(m <sup>3</sup> )
2,629社	16,596枚	120,582 m <sup>3</sup>

廃棄物の全保管量: 約37,000 m<sup>3</sup>

○ 上位10地域の受入数量(73,560 m<sup>3</sup>)は、全体の61%を占める。

受入地域	受入量	全体に占める割合
1 東京都	34,171 m <sup>3</sup>	28%
2 名古屋市	16,102 m <sup>3</sup>	13%
3 磐田市	4,667 m <sup>3</sup>	4%
4 豊田市	3,568 m <sup>3</sup>	3%
5 山梨市	3,063 m <sup>3</sup>	3%
6 清水市	2,705 m <sup>3</sup>	2%
7 浜松市	2,649 m <sup>3</sup>	2%
8 安城市	2,594 m <sup>3</sup>	2%
9 岡崎市	2,123 m <sup>3</sup>	2%
10 静岡市	1,918 m <sup>3</sup>	2%
合計	73,560 m <sup>3</sup>	61%

※1 洲枝下から任意に選出のあったマニフェスト枚数17,319枚のうち、排出業者、受領月日、廃棄物の量がいずれかが未記入で無効としたものが773枚あり、16,596枚を有効データとした。



## 日本から世界に向けて——高級事務レベル会合

# 3 R イニシアティブ会合開催

3月6日～8日の3日間、東京都新宿区にあるJICA（独立行政法人国際協力機構）国際協力総合研修所の国際会議室において、世界21カ国（EUを含む）と7国際機関の廃棄物担当部局長による第1回「3 R イニシアティブ高級事務レベル会合」が開催され、当財団からは役職員2名がオブザーバー参加しました。

3 R イニシアティブとは、資源の有効利用を通じて環境と経済の両立を図る三つの「R」（Reduce＝廃棄物の発生抑制、Reuse＝再使用、Recycle＝再生利用）の取組を通じて循環型社会の構築を目

指すもので、平成16年6月に米国ジョージア州シーアイランドで開催されたG 8 サミット（シーアイランド・サミット）において日本政府が提案し、この国際的取組を開始するための閣僚会合を平成17年春に日本で開催する用意がある旨表明したものです。小泉総理のこの提案はG 8 首脳の賛同を得、G 8 の新たなイニシアティブとして合意され、『持続可能な開発のための科学技術：「3 R」行動計画及び実施の進捗』と題する文書が発出されました。

これを受け、平成17年4月、東京において、小池環境大臣主催による「3 R イニシアティブ閣僚会



環境省・3 R 活動推進フォーラム共催「3 R 高級事務レベル会合・ランチセミナー」（3月6日）  
中央の唐草模様は「ふろしき」の展示



合」が、米国、ドイツ、フランスなどG8を含む20カ国の閣僚等及び四つの関連国際機関の参加を得て、開催されました。この閣僚会合では、3Rに関する取組を国際的に推進するための議論が行われ、わが国は、小泉総理の指示の下にとりまとめられた日本の行動計画（通称：ゴミゼロ国際化行動計画）を提案するなど、主催国として積極的な貢献を行いました。その結果、各国における3R推進のためのビジョン・戦略の策定・実施を推進するとともに、3R関連物品等の国際流通に対する障壁の低減、先進国と開発途上国との協力、様々な関係者間の協力、3Rに適した科学技術の推進について、国際協力の下、取組を一層充実・強化していくことについて合意が得られていたものです。

今回開催された高級事務レベル会合は、この閣僚会合での合意に基づき、そのフォローアップを主たる目的として開催されたもので、各国・国際機関とも3Rに関する取組が進展していることが確認されました。また、今後、3Rを進めていく上で、国を越えた地域単位での取組の重要性が指摘され、今年秋にアジアの3R推進のための国際会議を開催するという日本の提案に賛意が示されました。また、そうした取組をG8諸国がリードしていくことの重要性が確認されました。今回の

高級事務レベル会合の結果は、議長サマリー（総括）の採択という形でとりまとめられており、環境省のホームページで公開されています。

[http://www.env.go.jp/recycle/info/3r\\_som/result.html](http://www.env.go.jp/recycle/info/3r_som/result.html)

また、サイドイベントとして、当財団もメンバーである「3R活動推進フォーラム」も共催者となり、ランチセミナー（3月6日）とロビーホールでのパネル展示（会期中）が行われました。ランチセミナーでは「日本における3Rイニシアティブの推進」というテーマで同フォーラムの加藤三郎代表と当財団の古市常務理事が、各国代表に対してプレゼンテーションを行いました。ロビー展示では焼却炉や下水処理設備の説明パネルや浄化槽の縮小模型などが関心を呼んでいました。

「3R活動推進フォーラム」は3Rを官民一体で推進する目的で、本年1月19日に設立された組織です。これまで都道府県や家電メーカーなどの業界団体で構成していた「ごみゼロパートナーシップ会議」に、産廃処理の業界団体などがメンバーとして新たに加わって改組発足したものです。具体的活動内容は今後詰めていくことになっていますが、同フォーラムでは従来の普及啓発運動に加えて、調査研究や3Rに関する国内外の情報の収集・提供など実質的な成果を挙げることを目指したいとしています。



「3R高級事務レベル会合・サイドイベント」展示コーナー

## 優良化推進事業

# 優良化推進委員会第7回委員会開催

第7回優良化推進委員会が平成18年3月22日（水）14時から経団連会館901会議室で開催されました。

今回は、平成17年度最後の会議であり「平成17年度事業実施状況」並びに「平成18年度事業計画」が議題でした。

まず、当財団太田理事長の挨拶に引き続き環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の秦課長補佐から挨拶をいただきました。

議事に入り、事務局より情報開示支援システムで情報公開している処理業者は平成18年3月20日現在で744社あり、既に評価基準適合者として確認された処理業者は4自治体で3事業者という報告がありました。（4月10日現在で、1,213社になっています。）

続いて、各ワーキンググループの実施状況について説明し、その後、担当主査から補足説明がありました。

なお、参考資料として、「エコアクション21・2004年版ガイドラインの産業廃棄物処理業者向けマニュアル」が提出されました。

最後に、平成18年度事業計画の事務局（案）の説明がありました。その概要は以下のとおりです。



### 将来動向調査 WG

- ・排出事業者及び産業廃棄物処理業者を対象に、産業廃棄物の市場動向や将来の事業展開に関する処理業者の意識をアンケート調査により把握し、中長期的に有望と考えられる産業廃棄物処理業の業態の検討や有望業態の事業展開に対する制度・課題を検討するとともに、産業廃棄物処理業の将来ビジョンを検討するに当たって必要となる基礎情報を整理する。

### 優良化促進活動 WG

- ・優良性評価制度について、処理業者・排出事業者・各自治体の取組状況を継続的にフォローアップし、評価基準の内容及び評価制度の運用に係る今後の検討課題を整理するとともに、民間レベルにおける優良業者の評価・顕彰活動の促進に資するためのパイロット事業の実施方法を検討する。
- ・排出事業者及び処理業者の双方について検討し

た優先対象者・達成目標を設定し、研修会を試行的に実施するとともに、排出事業者に配慮したテキストの作成や排出抑制・減量化の優良取組事例を基に、今後早急に実施すべき具体的内容を「排出事業者及び処理業者の人材育成・普及啓発の進め方（案）」（仮称）としてまとめる。

### 電子マニフェスト普及促進 WG

- ・「電子マニフェスト普及促進方策」（産業廃棄物処理業優良化推進委員会平成17年3月14日作成）に基づき、普及促進事業を実施するとともに、普及の進捗状況を適宜検証・評価し、普及促進方策のさらなる具体化、追加的方策の検討等を行う。

### 優良化推進地方フォーラム

- ・優良化評価制度の推進を図るため、前年度に引き続き優良化推進地方フォーラムを実施する。実施方法については、全国1カ所またはブロック単位で開催することを検討する。

# 平成17年度 産業廃棄物処理助成事業

## (有)オイルリサイクルと公協産業(株)の事業に決定!

### 平成17年度 産業廃棄物処理助成事業が決定!!

当財団では、資源循環型社会システムの効率的な構築のために必要な高度な技術力の育成支援及び健全な処理業者の育成支援のための方策として、産業廃棄物の処分を業として行う者又は行う予定の者が実施する産業廃棄物に関する3Rや環境負荷低減の技術開発、処理業者自らが有する高度技術力を利用した施設整備及びその起業化に対して助成事業を実施している。

平成17年度 産業廃棄物処理助成事業は、昨年8月末から11月30日の約3ヶ月の間、当財団のホームページ(<http://www.sanpainet.or.jp>)はもちろんのこと、都道府県・政令指定都市の産業廃棄物行政主管、(社)全国産業廃棄物連合会及び廃棄物関係団体を通じて募集を行うとともに、廃棄物関連の新聞等で募集を行った。その結果、約130件の申請書類の送付依頼があり、最終的に北は北海道、南は鹿児島まで34件の申請があった。

これまでの選定経緯については、まず、34件の募集について当財団に設置した各方面の有識者9名で構成される助成事業振興委員会で新規性、優秀性、事業性、

実施体制、場所の確保、周辺環境との調和性等の観点から厳正なる申請書類の審査を行い、その結果、助成するに値する可能性があるとして判断する3件が選定された。次にこの3件の申請事業の実施企業に対し申請内容の詳細等を確認するために、委員会で3月上～中旬にかけて現地調査を実施した。この結果を踏まえて、3月末の助成事業振興委員会において、(有)オイルリサイクルの「プラズマディスプレイパネルのアルミと硝子の再資源化の為の分離技術」及び公協産業(株)の「廃水溶性加工液のオンサイトリサイクルシステムの実用化」の2件が選定された。その後、当財団の企画・運営委員会の議を得て、最終的にこの2件が今年度の助成事業に決定した。この助成事業の概要については、当財団のホームページを参照頂きたい。

この助成事業が予定通り終了し、環境への負荷を低減した社会循環型社会システムの一部を担って頂くことを期待している。

なお、この助成事業は平成18年度も引き続き実施し、募集開始は6月頃を予定しているため、平成17年度を上回る応募をお願いしたい。

## News review

PCB廃棄物対策は、国家プロジェクトとして取り組まれており、全国5カ所に処理事業所を建設し、向こう10年間で処理される。現在、北九州、豊田、東京で運転段階に入っており、引き続き大阪、北海道で建設が進められ、今年度は北九州の第2期工事にも着手される。これに電力会社の自社処理を合わせてPCB廃棄物処理は進められている。現在は運転開始の初期段階であり、新技術への取組、運転管理の不慣れなどで一部トラブルも伝えられているが、近い将来には適正な処理事業が円滑に進むものと期待し、注目されている。今回は、今年の初めに公表されたPCB廃棄物の保管状況の全国集計、昨年12月19日付で通知された低濃度PCB汚染物の届出の徹底とPCB廃棄物の適正な処理について、PCB関連情報を集めて紹介する。

### 保管量は届出徹底で増加

—平成15年度PCB廃棄物保管量集計—

### 使用量は減少傾向を示す

環境省

環境省は、平成18年1月23日、PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果を公表した。同内容は平成16年3月31日現在の集計結果（別表参照）である。それによると、前年度の集計結果と比較して、法に基づく届出の周知が進みPCB廃棄物の把握が進んだこと、使用から保管への切り替えが進んでいる等から、保管量（表1）は全体として増加傾向にあり、使用量（表2）は減少傾向にあると分析している。

環境省は、この結果を総括し、PCB廃棄物の適正かつ計画的な処理を進めるためには、PCB廃棄物の数量を漏れなく確実に把握することであり、法に基づく届出制度の周知徹底を図り、適正に保管されるよう指導を行っていくとしている。

表1 PCB廃棄物の保管状況（平成16年3月31日現在）

廃棄物の種類	保管事業所数	保管量
高圧トランス	2,688	18,687台
高圧コンデンサ	45,533	250,739台
低圧トランス	427	35,949台
低圧コンデンサ	3,520	1,836,705台
柱上トランス	153	2,146,581台
安定器	12,358	5,551,983個
P C B	206	53トン
PCBを含む油	1,060	176,489トン
感圧複写紙	416	668トン
ウエス	886	225トン
汚泥	179	15,411トン
その他の機器等	1,819	114,915台

表2 PCB廃棄物を保管する事業所におけるPCB使用製品の使用量（平成16年3月31日現在）

製品の種類	使用事業所数	使用量
高圧トランス	943	3,449台
高圧コンデンサ	8,167	27,983台
低圧トランス	84	2,679台
低圧コンデンサ	284	40,097台
柱上トランス	7	1,764,699台
安定器	1,828	485,261個
P C B	20	48kg
PCBを含む油	16	165kg
その他の機器等	520	3,708台

### PCB汚染物の届出徹底

—低濃度汚染物対策の推進—

### 汚染疑い物も適正保管を

環境省

環境省は、昨年5月の低濃度PCB汚染物対策検討委員会原因究明ワーキンググループの報告書を受けて、平成17年12月19日付で、低濃度PCB汚染物の届出等の徹底について通知した。これは、平成元年以前に製造された重電機器等の中の低濃度のポリ塩化ビフェニール(PCB)に汚染された絶縁油を含むもの（低濃度PCB汚染物）が多くあることから、PCB廃棄物特措法等に基づ



いて行っている保管の届出等の徹底を低濃度PCB汚染物についても同様に保管状況等を的確に把握し、適正処理を推進して行く必要から通知したものである。その概要は次の通り。

①重電機器使用者は、その使用を終えた場合、重電機器等の製造者及び日本電機工業会提供の情報に注意するとともに、製造者に対して低濃度PCB汚染物である可能性について確認すること、また、製造者が、その可能性を完全には否定できないと判断した場合は、速やかに絶縁油中のPCB濃度を測定し、PCB廃棄物に該当するか否か確認すること、なお、PCB廃棄物でないことが確認されるまでは、その使用を終えた重電機器等をPCB廃棄物と同様に適正に保管すること。

②PCB廃棄物と確認された場合は、その重電機器の使用を終えた者は、廃棄物処理法第12条に基づき、PCB廃棄物として適正に保管等の処理を行うとともに、特別管理廃棄物管理責任者を置かなければならない、また、PCB廃棄物特措法第8条に基づき都道府県知事または政令市長に保管等の届出をしなければならない。

## PCB廃棄物の適正処理

－日本環境安全事業(株)の活用－

### 既存施設利用の可能性検証

環境省

環境省は、PCB汚染物の届出徹底通知と同日(平成17年12月19日)付で、ポリ塩化ビフェニール廃棄物の適正な処理について通知した。

それによると、PCB廃棄物については、平成13年にPCB廃棄物特別措置法等を制定し、日本環境安全事業株式会社により拠点の広域処理施設の整備を推進するなど処理体制の整備を進めているが、今後ともPCB廃棄物対策をより一層推進して行く必要があるとし、①日本環境安全事業(株)の活用、②低濃度PCB汚染物の届出の徹底、

③PCB廃棄物処理施設立地の規制の見直し、④低濃度PCB汚染物処理に既存施設の活用など促している。その概要は次の通り。

①PCB廃棄物処理施設の整備は、日本環境安全事業(株)を活用し、北九州、豊田に続き東京の各事業が開始し、大阪、北海道で事業開始を目指して進めている。各都道府県は、平成14年10月付部長通知・PCB廃棄物の適正処理推進を踏まえて計画的処理を推進するため、日本環境安全事業(株)の施設が十分活用されるよう保管事業者(排出事業者)への指導(中小保管事業者に対する期限内処理の周知及び指導等)をお願いする。

②低濃度PCB汚染物が大量に存在することが判明しており、その一部は本州6電力会社が処理施設を整備し、適正処理が進められているが、その他のものは処理見通しが立っていない、これらの低濃度PCB汚染物については、廃掃法に基づく処理責任、PCB特措法第8条の保管等の届出義務があり、関係事業者等に対する周知及び指導は「変圧器等重電機器からの微量のPCBが検出された事案について」(平成14年7月、平成15年11月・部長通知)で依頼しているが、なお一層の取組をお願いする。

③PCB廃棄物処理施設については、その立地を受け入れる自治体がある一方、立地を規制し、事実上禁止している自治体があるとの風評があるが、PCB廃棄物の適正処理による生活環境の保全を図る観点から極めて遺憾である。従って、その立地規制等の見直しを行い、同処理が円滑に進むよう、わが国のPCB廃棄物処理推進の重要性をご賢察の上、一層の協力をお願いする。

④低濃度PCB汚染物の処理は、排出事業者責任であり、民間の実施が極めて重要であるが、これは自治体の協力なくしては困難と推測される。環境省としては、民間の実施を求めて行く一方、既存の産廃処理施設の活用の可能性を検証するなど進めて、民間処理を支援して行きたいと考えている。各自治体においてもその実現に向けて、協力をお願いしたい。

News review

## 今後の低濃度PCB汚染物処理の方向性

### 低濃度PCB汚染物対策検討委員会「処理方策ワーキンググループ」の検討状況

低濃度PCB汚染物処理の基本的方向等を検討するために、低濃度PCB汚染物対策検討委員会（以下、「検討委員会」とする）の下に新たに「処理方策ワーキンググループ」が設置されたことは、前号の「産廃振興財団NEWS Vol.14 第41号」で簡単に紹介したが、本号ではその概要について以下に報告する。

平成17年8月3日に開催された第1回処理方策ワーキンググループでは、PCB汚染物の現状としてPCB混入電気機器の現状（低濃度PCB汚染電気機器の絶縁油量等及び電気機器の主要納入先別機器数）、PCB廃棄物等に係る現行制度の概要、PCBの基準等に係る諸外国の状況について報告がなされた。また、今後処理方策を検討する上での議論の要点（PCB廃棄物処理の現状を踏まえた低濃度PCB汚染電気機器の処理のあり方、低濃度PCB汚染電気機器の範囲及び処理の考え方、低濃度PCB汚染電気機器の処理体制のあり方、関係する制度（法令、基準等）の考え方）について整理がなされた。

平成17年12月21日に開催された第2回処理方策ワーキンググループでは、まず、第1回の指摘事項を踏まえ、低濃度PCB汚染電気機器等の全体像について整理された資料が提示され、推定低濃度PCB汚染電気機器（柱上トランスを除く）は約120万台、それらに含まれるPCB量は約3トンであり、柱上トランス（再生絶縁油使用及び新油絶縁油使用）は推定汚染台数約331万台、それらに含まれるPCB量は約3.2トンであり、OFケーブルは推定汚染ケーブル長約1,400km（絶縁油量約

3,600KL）、それらに含まれるPCB量は約20kgと推計されるとの報告があった。また、欧米等諸外国におけるPCB量及び海外におけるPCBに係る基準の根拠等についても報告がなされた。次にPCB廃棄物処理の現状として、PCB問題の経緯、PCB廃棄物の処理の状況及びPCB廃棄物の種類毎の比較等について報告がなされた。

環境省からは、12月19日付け環境省産業廃棄物課長通知「低濃度PCB汚染物の届出等の徹底について」及び12月19日付け環境省産業廃棄物事業推進係事務連絡「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理について」について説明があった。また、PCB廃棄物の処理技術について、廃棄物処理法において、廃PCB等については脱塩素化分解法等の化学処理や高温焼却処理、PCB汚染物等については溶融分解法等や洗浄・分離等除去技術、高温焼却処理が既に処理方法として定められており、低濃度PCB汚染電気機器についても、法制度上はこれらの処理技術を用いて処理することは可能な状況にあるとの説明があった。更に、環境省としても既存の産業廃棄物処理施設等を活用した低濃度PCB汚染物処理の可能性の検証などにより、民間処理を支援していきたいとの方針が述べられた。

最後に（社）日本経済団体連合会より、低濃度PCB機器の処理に関する産業界の取り組み状況について説明がなされ、低濃度PCB機器を一元に管理し、漏れなく適正に処理するための仕組みを産業界が主体となって構築すべく検討するとの報告がなされた。

## 環境省による焼却処理実証試験の実施

PCBを使用していないトランス等の中に、低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの（以下「低濃度PCB汚染物」という。）が多数存在することが判明しており、これらの処理体制の整備が課題となっている。そこで環境省は、1,100℃以上の高温で焼却できる既存の産業廃棄物処理施設において、低濃度PCB汚染物が安全かつ確実に処理できることを確認するため、関係自治体及び産業廃棄物処理施設の設置者の協力を得て、全国3箇所において、低濃度PCB汚染物(数十ppm程度のPCBを含む絶縁油)の焼却実証試験を実施した。なお、試験の実施に当たっては、当財団が業務を受託した。

概略は以下のとおりである。

<実証試験の概略>

### ○ 実施場所及び実施期間

- ・光和精鉱株式会社戸畑製造所(福岡県北九州市)  
平成18年3月13日(月)～3月15日(水)

- ・株式会社カムテックス福山工場(広島県福山市)  
平成18年3月20日(月)～3月22日(水)
- ・財団法人愛媛県廃棄物処理センター東予事業所(愛媛県新居浜市)  
平成18年3月20日(月)、22日(水)、23日(木)

### ○ 実施内容

現在稼働中の産業廃棄物の焼却施設又は熔融施設に数十ppm程度のPCBを含む絶縁油を投入し、排ガス及び排水中のPCB濃度を分析することにより、低濃度PCB汚染物が適正に処理されていることを確認する。

また、実施に当たっては、専門家(廃棄物処理、分析、健康影響等)の助言を得ることとする。

なお、本試験において、燃焼ガスの温度等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するPCB廃棄物の焼却処理条件(燃焼ガスの温度1,100℃以上、2秒以上滞留)を満足させて行うものとする。

## 今後の方向性について

今後、環境省では専門家の助言を得ながら今回の実証試験の結果を評価していくとともに、協力が得られる他の施設についても、焼却実証試験を逐次実施していく予定となっている。

当財団としても、我が国における喫緊の課題である低濃度PCB汚染物処理の早期実現に向けて、関係する機関や産業界とも連携を図りながら積極的に貢献していく所存である。

## 「PCB処理技術ガイドブック(改訂版)」

廃棄物処理法新処理基準に基づく  
PCB処理技術のすべてを網羅！

### 内容

- \* 最新の処理技術とその施設について詳細に解説。PCB廃棄物を安全・効率的に処理するためのノウハウを完全収録！
- \* 資料編には、関係法令をはじめ、平成17年3月までに評価・検討が終了した処理技術と実証プラントの試験概要も掲載。

B5版 価格5,000円

編集/(財)産業廃棄物処理事業振興財団 発行/(株)ぎょうせい





## 経営塾

## (財)産業廃棄物処理事業振興財団

## 平成18年度(第3期)

## 「産業廃棄物処理事業経営塾」募集開始!!

財団では、産業廃棄物処理の中核的な担い手となると考えられる企業の経営責任者を対象に、産業廃棄物の処理・資源化事業を経営するうえで求められる広範な知識や見識をより一層深めていただくことによって、各地域の業界の水準を高める役割を担っていける人材を育成することを目指して、第3期「産業廃棄物処理事業経営塾」を開塾致します。本経営塾では、産業廃棄物処理事業に関する各分野での最前線で活躍する講師陣が充実した講義や研修合宿、施設見学会等を実施するという、類例の無いカリキュラムで塾を運営することとしています。

本塾に参加された皆様には、習得した知識や体験によって経営責任者としての手腕を高めていただき、自らの事業を向上・拡大するのみならず、わが国の産業廃棄物処理事業の発展に寄与していただけるようになることを願っているところです。

以下に第3期経営塾の募集要項を紹介します。

なお、入塾の募集期間は平成18年4月下旬から6月10日までを予定しています。

## 講義

## ●講義期間

- ・ 期 間：平成18年6月～平成18年11月(6ヶ月間)
- ・ 講 義：原則月2回、木曜日開催  
午前10時30分～午後4時30分
- ・ 施設見学会：7月14日、10月6日
- ・ 研修合宿：9月7～8日(1泊2日)

## 講義会場

## ●講義会場

- ・ コンファレンススクエア エムプラス  
東京都千代田区丸の内2-5-2三菱ビル1F

## ●応募資格

- ・ 以下のいずれかに該当する者であること。また、①及び②に該当する者が勤務する企業においては、過去5ヶ年にわたって廃棄物処理法などの法令違反に問われていないこと。
- ① 優良な産業廃棄物処理業者としての評価を得ている企業の経営者または経営の一翼を担っている者。
- ② 優良な産業廃棄物処理業者としての評価を得ている企業の技術面での統括管理者であり、産業廃棄物処理に関する技術資格を有する者。

- ③ 産業廃棄物処理事業に関連する分野の豊富な経験を有し、今後、産業廃棄物処理業への本格参画を図ろうとしている企業(素材メーカー、処理施設メーカーなど)において、①・②の条件に対応した要件を満たす者。
- ④ その他、本塾塾生としての受講を認める相当の理由があるとして塾長が認めた者。

## ●募集人員

35名

## ●受講料

52.5万円(税込)

## ●申込方法

第3期産業廃棄物処理事業経営塾パンフレットに添付されている入塾願書を送付願います。



熱心に聞き入る塾生の皆さん

## カリキュラム

	日 程	講 義 名	講 師
1・2	平成 18 年 6 月 15 日(木) (15:00～ )	開塾式・産業廃棄物処理事業概論	(財)産業廃棄物処理事業振興財団 理事長 太田文雄 (財)産業廃棄物処理事業振興財団 専務理事 浜田康敬 (株)エックス都市研究所 代表取締役 青山俊介
3	7 月 13 日(木) (10:30～12:00)	多面的視点からの産業廃棄物経営	(株)エックス都市研究所 代表取締役 青山俊介
4	7 月 13 日(木) (13:00～14:30)	産廃処理資源化に関する法制度	環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長 関荘一郎
5	7 月 13 日(木) (15:00～16:30)	地方における廃棄物行政	北九州市 環境局長 垣迫裕俊
6	7 月 27 日(木) (10:30～12:00)	産業廃棄物技術<最終処分>	福岡大学大学院 工学研究科 教授 樋口壯太郎
7	7 月 27 日(木) (13:00～14:30)	産業廃棄物技術<熱処理>	(株)アクトリー 代表取締役社長 水越裕治
8	7 月 27 日(木) (15:00～16:30)	産業廃棄物技術<焼却処理>	(株)プランテック 代表取締役社長 勝井征三
9	8 月 24 日(木) (10:30～12:00)	産業界からみた産業廃棄物処理	三菱電機(株)環境推進本部 推進グループ専任 竹内秀年
10	8 月 24 日(木) (13:00～14:30)	廃棄物処理法遵守の心得	橋元綜合法律事務所 弁護士 鈴木道夫
11	8 月 24 日(木) (15:00～16:30)	大型ビルの廃棄物処理	(株)都市環境エンジニアリング 専務取締役 田村誠一
12	9 月 21 日(木) (10:30～12:00)	静脈経済学概論	慶應義塾大学 経済学部 教授 細田衛士
13	9 月 21 日(木) (13:00～14:30)	環境倫理・環境経営論	(株)環境文明研究所 代表取締役 加藤三郎
14	9 月 21 日(木) (15:00～16:30)	産廃処理施設の立地戦略	(株)イーツーエンジニアリング プロジェクトマネージャー 中石一弘
15	10 月 5 日(木) (13:00～14:30)	産業廃棄物処理技術 <収集運搬・処分>	(株)タケエイ 取締役 堤恵美子
16	10 月 5 日(木) (15:00～16:30)	産業廃棄物技術<総合>	(株)タクマ 新エネ・環境事業本部 本部長・常務執行役員 梶山孝雄
17	10 月 19 日(木) (10:30～12:00)	産廃処理資源化技術の新潮流	(財)日本環境衛生センター 理事・環境工学部長 藤吉秀昭
18	10 月 19 日(木) (13:00～14:30)	産業廃棄物処理事業の財務	エース会計事務所 公認会計士 税理士 山田咲道
19	10 月 19 日(木) (15:00～16:30)	産廃処理業の環境報告書	近畿環境興産(株) 取締役統括本部長 田中靖訓
20	11 月 2 日(木) (10:30～12:00)	リスクマネジメント	佐藤泉法律事務所 弁護士 佐藤泉
21	11 月 2 日(木) (13:00～14:30)	優良化推進事業とその周辺	上智大学 法科大学院 教授 北村喜宣
22	11 月 2 日(木) (15:00～16:30)	企業経営概論	(株)WOWOW 代表取締役会長 佐久間昇二
23	9 月 7 日(木) ～9 月 8 日(金)	秋期研修合宿	(株)市川環境エンジニアリング 代表取締役 石井邦夫 (株)タケエイ 代表取締役社長 三本守
24	7 月 14 日 10 月 6 日	施設見学会	彩の国資源循環工場 東京都スーパーエコタウン
25		卒塾面談、卒塾式	

## 財団の動き

## (財)産業廃棄物処理事業振興財団

# 平成18年度事業計画、収支予算承認される

## 第57回理事会開催

平成18年3月17日、当財団会議室において第57回理事会が開催され、平成18年度事業計画及び収支予算並びに人事異動に伴う役員等の選任等を審議し、承認された。

主な内容は、次のとおり。

### I 事業計画

#### 1. 債務保証事業

特定施設整備法に基づく特定施設の整備事業の申し出については、積極的な対応をはかるとともに、民間処分業者が行う産業廃棄物処理施設の近代化、高度化等に関わる債務保証に対しては、事業収支計画・返済財源の妥当性、投資規模の妥当性など十分な検討を行うことにより、質の高い産業廃棄物処理施設の建設推進と健全な処理業者の育成に資する。

既往債務保証先に対するフォロー調査については、必要に応じて外部専門家に加わってもらい調査内容の充実を図るなど適正な債権管理を図る。

#### 2. 助成事業

産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発又は処理技術開発による起業化を行う産業廃棄物処理業者等に対して、技術開発又は起業化に要する経費を助成する。

#### 3. 振興事業

##### (1) 産業廃棄物処理業優良化推進事業

産廃処理業者の優良性に係わる評価制度に基づき優良業者としての認定を受ける処理業者が増大するよう普及に努める。情報公開に関して、産廃情報ネットの機能を拡大充実し、優良認定を目指す処理業者を支援するとともに、排出事業者等が情報開示している処理業者の選定や情報内容が円滑に把握できるように努める。

また、産業廃棄物処理業の新たなビジネス

モデルや将来ビジョンの検討調査や排出事業者及び処理業者の人材育成等の具体的方策を検討することとし、実施に当たっては(社)全国産業廃棄物連合会、(財)日本廃棄物処理振興センター及び(社)日本経済団体連合会等と連携・協力しながら行う。

##### (2) PCB等有害廃棄物対策事業

###### ア. 環境省等PCB関連調査

###### (ア) PCB廃棄物の処理技術の評価及び基準化

申請されたPCB廃棄物の新処理技術について、実証試験結果等により評価を行い、評価書の作成、基準化等の検討を行う。

###### (イ) 低濃度PCB混入機器処理方法等調査

低濃度PCBが混入した変圧器等に関する処理方法及び処理基準等の調査及び処理の基本的方法等を検討する。

###### イ. 日本環境安全事業(株)PCB処理施設建設及び運転支援業務

###### (ア) PCB検討委員会支援業務

日本環境安全事業(株)が行うPCB廃棄物処理事業検討委員会及び地域部会・技術部会等の資料作成等の支援を行う。

###### (イ) PCB処理施設維持管理支援業務

###### (ウ) PCB処理施設内部技術評価支援業務

###### (エ) PCB廃棄物処理データベースの構築業務等支援業務を行う。

###### ウ. 有害廃棄物に関する調査研究

PCBをはじめとする有機塩素系廃棄物やアスベスト等の有害廃棄物の処理に関する技術情報を収集整理し、関係者に提供し、さらに有害廃棄物の処理を促進するための



調査、啓発等の活動を行う。

### (3) 廃棄物処理センター関連調査

#### ア. 廃棄物処理センター整備基本計画

平成17年度に行った首都圏・近畿圏における公共関与による施設整備等に係る調査により、抽出された課題を踏まえ、両圏域での廃棄物フローを調査する。また個別都道府県の庁内コンセンサス形成、計画推進体制整備に資するセンター整備基本調査を実施する。

#### イ. 公共関与等調査

産業廃棄物処理施設、資源循環施設整備にあたり民間事業者がこれまでに取り組んだ施設事業化事例から、ノウハウを抽出するとともに地方公共団体の担うべき機能・体制について官民共同で調査研究を行う。

### (4) 人材開発業務

産業廃棄物処理業の経営者並びに上級管理者層を対象に「産業廃棄物処理業経営塾」を開催する。

## 4. 産業廃棄物適正処理推進事業

### (1) 法改正以後の不法投棄等産業廃棄物除去事業等に対する協力

改正廃棄物処理法の施行日以後に不法投棄された産業廃棄物について、原状回復措置を講じる都道府県等に対し、適正処理推進基金から支援する。

### (2) 産業廃棄物特定支障除去等事業等に対する協力

「特定産業廃棄物に起因する支障の除去

等に関する特別措置法」に規定する特定支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、適正処理推進基金により協力する。

### (3) 不法投棄対策

不法投棄対策に係わる事項について検討し、その成果を都道府県等へ配布する。

### (4) エコパトロールの普及・促進を図る。

### (5) 環境省からの受託業務

次の受託業務について調査等実施する。

#### ア. 産業廃棄物不法投棄実態調査

#### イ. 環境破壊行為早期対応システムの運用等

#### ウ. 不法投棄事案対応調査支援事業

#### エ. 地方調査官事務所によるセミナー等事業

### (6) 普及啓発

ア. 事業者向けの産業廃棄物に関する実態や行政施策等に関する小冊子を作成し、頒布する。

イ. 3Rイニシアティブに係わる活動として、関連イベントの開催協力や関連イベントでの産業廃棄物適正処理推進センター業務の取組紹介等を行う。

## 5. 情報システム業務

処理業者による情報公開の公開サイトとして、円滑な遂行のために必要な操作性・機能の改善を図るほか、「リサイクルネット」については、都道府県への普及活動を行う。

## II 収支予算

以上の事業計画を実施するため、総額9,772,184千円が計上された。

## 編集後記

若葉香る季節となりました。「産廃振興財団ニュース」(vol. 14, No. 42)平成18年4月号をお届けします。

巻頭インタビューは、廃棄物学会会長山本和夫東京大学教授に、これまでの産廃行政の流れをみつめた上で、今日的問題と将来への課題をお聞きしました。

平成10年から始まっている原状回復支援事業、初の報告会が開催されました。原状回復基金への出えん状況と、各都道府県からの事例発表な

ど。環境省廃棄物・リサイクル対策部由田部長からの講演も併せて収録いたしました。ご一読下さい。

日本から世界に向けて発信している3Rイニシアティブ会合が開催されました。

産廃処理業優良化推進委員会は第7回を迎え、産廃ネットに情報公開している事業所も1,213社となりました。

前号でお伝えしました、PCB処理方針ワーキンググループの検討状況概

要を掲載しましたが1月23日に環境省より保管など全国集計結果が発表されました。併せて関連の最新の情報を集めてニュースレビューにまとめました。

平成17年度産廃処理助成事業は、このほど(有)オイルリサイクルと、公協産業(株)の2件に決定いたしました。第3期経営塾も募集開始しております。皆様のご参加をお願い申し上げます。

## 産廃振興財団NEWS

2006.4 Vol.14 No.42

発行日 平成18年4月27日

発行人 太田 文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号

堀内ビルディング3階

TEL. (03) 3526-0155

FAX. (03) 3526-0156

URL. <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6% [www.team-6.jp](http://www.team-6.jp)

(財)産業廃棄物処理事業振興財団はチーム・マイナス6%に参加しています。